

考えてみましょう農家の相続税

〔目次〕

1. おぼえよう相続税計算の基礎知識	1
(1) 相続税の納税を考える順序	1
(2) 相続税の計算事例	2
《参考》	
(1) 平成23年度税制改正案では相続税が大増税	3
(2) 「配偶者の税額軽減」計算の実際	3
(3) 相続が連続したときの相次相続控除制度	7
2. ここだけは知っておきたい贈与税	8
(1) 暦年課税制度	8
(2) 相続時精算課税制度	8
3. 農家でなければ活用できない農地の納税猶予制度	9
(1) 農地に係る納税猶予制度のあらまし	9
(2) ここに注意！ 相続時精算課税制度との関係	10
4. ほかにもあります贈与税の特例など	12
(1) 居住用家屋や購入資金の贈与についての配偶者控除	12
(2) 住宅取得資金の贈与についての特例	12
(3) 生命保険の受け取りに伴う贈与税などの税金	12
(4) 離婚に伴う慰謝料には課税されない	12
《付録》	
1. 基礎用語の意味	13
2. 法定相続分と実際の相続	13
(1) 法定相続割合	13
(2) 遺言	14
(3) 遺留分	14
(4) 遺産分割協議	15
3. 相続・贈与財産の評価	15
(1) 土地・建物は固定資産評価証明が基礎	16
(2) 評価倍率表を用いて相続税評価額を決める	16
(3) 節税の決定打「農業投資価格」とは	17
(4) これら評価に用いる資料の入手先	17
4. 申告と納税	17
(1) 相続税	17
(2) 贈与税	19
5. 農地に係る納税猶予制度を活用するには	19
(1) 相続税の納税猶予制度	19
(2) 贈与税の納税猶予制度	21
6. 計算にみる相続税納税猶予制度の有利性	22
7. 経営継承に伴う税務署届出の手続き	24
(1) 所得税	24
(2) 消費税	25

考えてみましょう農家の相続税

相続する機会はだれにも必ずといってよいほどありますが、一生涯に何度もあるわけでもなく、そのことから普段あまり関心を寄せられないのが相続税です。

しかしながら、相続税は決して安い税金ではありません。また無償での財産分与には相続のほかにも贈与があり、こちらにも贈与税という相続税より高額な納税が待っています。

相続税と贈与税には密接な関係があり、自分が元気なうちに贈与をするのか、その方法をどうするかは、その後の相続税の節税を考えるうえできわめて重要になります。特に、農地の継承にあたっては、相続や贈与に対し一般にはない税制上の特典があることから、いくつかの慎重に考えるべきことがあります。

ここでは、普段あまり考えることがない相続、関連して生前の贈与について、税の側面から検証していきます。

1. おぼえよう相続税計算の基礎知識

(1) 相続税の納税を考える順序

納税が必要かどうか 課税遺産額が出るのかが第一関門

「課税遺産額」がなければ原則として申告も、もちろん納税も必要ありません。課税遺産額は次の算式で求められます。

総遺産額
債 務
葬儀費用

= 課税価格 (正味の遺産額ともいう)
基礎控除

= 課税遺産額 (ゼロ以下なら申告不要で納税不要)

総遺産額には、亡くなった方(被相続人)が残した次のものが該当します。

- ア 現金・預金・有価証券(株式や出資金など)
- イ 土地・建物(どちらも課税評価額で算出)
- ウ 借地権(有償で借りている農地の耕作権:課税評価額で算出)
- エ 生命保険金・死亡退職金(どちらにも非課税枠あり)
- オ すでに贈与した財産(相続から3年以内の贈与財産など特定のものに限る)
- カ その他(ただしお墓・仏壇・祭具等の非課税財産は除かれる)

基礎控除は、下表に示すとおりです。

		控除額	備 考
定額控除		5,000万円	
法定相続人比例控除		1,000万円 × 法定相続人数	法定相続人数には相続放棄をした人の数を含む
事 例	相続人4人 (妻+子3人)	9,000万円 (5,000万円+1,000万円×4人)	

課税遺産額が出たとき

- ア まず相続税の総額を計算します。

課税遺産額を法定相続分に応じて分割し、それぞれの持分金額に応じて、それぞれの税額を計算し、その合計金額を相続税額の総額とします。

実際に、だれがいくら遺産を取得（遺産分割）するかに関係なくこの計算をすることになります。ここで計算された金額がただちに納税額になるのではありません。「納税することになるかもしれない最高額の計算」と考えてください。

イ 遺産分割の結果で、実際の相続額の割合に応じて総額を按分します。

これにより各相続人に税額が割り当てられます。

ウ 各相続人において、税額控除の減算を行って納める税額を確定します。

(2) 相続税の計算事例

計算に用いる事例

ア 課税価格（正味の遺産額）… 1億8,000万円

イ 課税遺産額… 1億円〔課税価格（正味の遺産額） - 基礎控除8,000万円〕

ウ 法定相続人… 3人〔妻 60歳、長男 26歳、長女 17歳〕

エ 相続人各人の遺産分割割合… 法定相続分のとおり

相続税の総額の計算

ア 法定相続分に応じた按分

a) 妻	$1 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} = 5,000 \text{ 万円}$	《法定相続分》 妻と子がいる場合 妻 $\frac{1}{2}$ 子 $\frac{1}{2}$ (2人なら1人 $\frac{1}{4}$)
b) 長男	$1 \text{ 億円} \times \frac{1}{4} = 2,500 \text{ 万円}$	
c) 長女	$1 \text{ 億円} \times \frac{1}{4} = 2,500 \text{ 万円}$	

イ 相続税額の総額の計算

右の速算表を使って計算します。

a) 妻 5,000万円 × 20% - 200万円 = 800万円

b) 長男 2,500万円 × 15% - 50万円 = 325万円

c) 長女 2,500万円 × 15% - 50万円 = 325万円

相続税の総額(a+b+c) 1,450万円

適用区分	税率	控除額
1,000万円以下	10 %	
3,000万円以下	15 %	50万円
5,000万円以下	20 %	200万円
1億円以下	30 %	700万円
3億円以下	40 %	1,700万円
3億円超	50 %	4,700万円

各人の相続税額の計算

遺産分割割合に応じて按分します。(下表は法定相続分どおり遺産分割した場合)

a) 妻	$1,450 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 725 \text{ 万円}$	(合計1,450万円)
b) 長男	$1,450 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 362.5 \text{ 万円}$	
c) 長女	$1,450 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 362.5 \text{ 万円}$	

各人ごとの税額控除の計算と申告納税額の確定

相続人のそれぞれの事情により税額が控除されます。これの減算後の金額が納税額となります。

【各人の税額控除金額】

a) 妻	$1,450\text{万円} \times \frac{1(0.9\text{億円})}{2(1.8\text{億円})} = 725\text{万円}$	(配偶者の税額軽減)
b) 長男	= 0円	
c) 長女	$6\text{万円} \times 20\text{歳までの3年} = 18\text{万円}$	(未成年者控除)

配偶者の税額軽減とは

課税価格（正味の遺産額）に対して、配偶者が取得する割合が法定相続分以下の場合や、取得する財産が1億6,000万円以下の場合、その配偶者に相続税はかかりません。この事例は、配偶者が法定相続分（2分の1）の軽減を受ける計算例です。

税額控除には表の2種類のほか障害者控除や贈与税額控除などがあります。

【各人に課される納税額】

a) 妻	税額 725万円 - 控除 725万円	=	納税 0円
b) 長男	362.5万円 - 0円	=	362.5万円
c) 長女	362.5万円 - 18万円	=	344.5万円
納税総額(a+b+c)			707万円

この場合、税額控除が得られない長男が全部を相続すれば1,450万円の納税になります。

《参考》

(1) 平成23年度税制改正案では相続税が大増税

相続税基礎控除の見直し案（国会に提案されたけれど削除）

		現 行	改正案
定額控除		5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除		1,000万円 × 法定相続人	600万円 × 法定相続人数
事 例	相続人4人 (妻 + 子3人)	9,000万円 (5,000万円 + 1,000万円 × 4人)	5,400万円 (3,000万円 + 600万円 × 4人)

この改正案は、平成24年度改正においても提案が見送られました。

(2) 「配偶者の税額軽減」計算の実際

配偶者の税額軽減とは、亡くなった方の配偶者が実際にもらった正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは、その配偶者に相続税がかから

ないという制度です。

正味の遺産額（課税価格）のうち ア 1億6千万円 イ 配偶者の法定相続分相当額（子がいる場合2分の1）

このうち、イの配偶者の法定相続分相当額の軽減についての計算例は、すでに示しましたが、アの「1億6千万円軽減」はどう計算されるのでしょうか。

また、正味の遺産のうち1億6千万円を超えて配偶者が取得した場合や、法定である2分の1の金額が1億6千万円を超える 取得額3億2千万円超 取得のときはどうなるのでしょうか。

以下に配偶者の税額軽減額を求める計算式と計算例を示しました。

《配偶者の税額軽減額の計算式》

	課税価格(正味の遺産額) × 配偶者の法定相続割合 (1億6千万円に満たないときは1億6千万円)	

配偶者が実際に取得する正味の遺産額		

相続税の 総 額	×	と の少ないほうの金額	=	配偶者の 税額軽減額
		課税価格（正味の遺産額）		

数字あてはめ事例

	課税価格(正味の遺産額) × 配偶者の法定相続割合 1億5,000万円 × 1/2 = 7,500万円 = 1億6,000万円	

配偶者が実際に取得する正味の遺産額 9,000万円		

相続税の 総 額 1,000万円	×	9,000万円 (<)	=	配偶者の税額軽減額 600万円
		課税価格（正味の遺産額） 1億5,000万円		

《配偶者の税額軽減額の計算例》

妻が1億6千万円を超えて遺産を取得するときの計算例

計算に用いる事例

ア 課税価格（正味の遺産額） ... 2億円

イ 課税遺産額 ... 1億2,000万円〔課税価格 - 基礎控除8,000万円〕

ウ 法定相続人 ... 3人〔妻、長男、長女〕

エ 遺産分割額 ... 妻1億8,000万円、長男2,000万円、長女0円

ア 課税遺産額の法定相続分に応じた按分

a) 妻	1.2億円	×	$\frac{1}{2}$	=	6,000万円
b) 長男	1.2億円	×	$\frac{1}{4}$	=	3,000万円
c) 長女	1.2億円	×	$\frac{1}{4}$	=	3,000万円

イ 相続税額の総額の計算

a) 妻 6,000万円 × 30% - 700万円 = 1,100万円

b) 長男 3,000万円 × 15% - 50万円 = 400万円

c) 長女 3,000万円 × 15% - 50万円 = 400万円

相続税の総額(a+b+c) 1,900万円

ここまでは、すでに示した事例と同じ計算です。

ウ 各人の相続税額の計算（遺産分割割合に応じて按分）

a) 妻	1,900万円	×	$\frac{1億8,000万円()}{2億円()}$	=	1,710万円
b) 長男	1,900万円	×	$\frac{2,000万円()}{2億円()}$	=	190万円
c) 長女	1,900万円	×	0	=	0円 (合計1,900万円)
	は課税価格（正味の遺産額）		は各人の相続（取得）金額		

エ 各人の税額控除（軽減額）の計算

a) 妻	1,900万円	×	$\frac{1億6,000万円()}{2億円()}$	=	1,520万円（配偶者軽減額）
b) 長男				=	0円
	は課税価格（正味の遺産額）		は当事例の税額軽減上限額		

オ 各人に課される納税額

a) 妻	税額 1,710万円 - 控除 1,520万円 =	納税 190万円
b) 長男	" 190万円 - " 0円 =	" 190万円
納税総額(a+b)		380万円

結果として配偶者の相続には、取得する正味の遺産額のうち1億6千万円を超える部分にしか相続税はかかりません。

妻が3億2千万円を超えて遺産を取得するときの計算例

計算に用いる事例

ア 課税価格（正味の遺産額）... 5億円

イ 課税遺産額 ... 4億2,000万円〔課税価格 - 基礎控除8,000万円〕

ウ 法定相続人 ... 3人〔妻、長男、長女〕

エ 相続人各人の遺産分割額 ... 妻4億円、長男1億円、長女0円

ア 課税遺産額の法定相続分に応じた按分

a) 妻	4.2億円 × $\frac{1}{2}$	= 2億1,000万円
b) 長男	4.2億円 × $\frac{1}{4}$	= 1億 500万円
c) 長女	4.2億円 × $\frac{1}{4}$	= 1億 500万円

イ 相続税額の総額の計算

a) 妻 2億1,000万円 × 40% - 1,700万円 = 6,700万円

b) 長男 1億 500万円 × 40% - 1,700万円 = 2,500万円

c) 長女 1億 500万円 × 40% - 1,700万円 = 2,500万円

相続税の総額(a+b+c) 1億1,700万円

ウ 各人の相続税額の計算（遺産分割割合に応じて按分）

a) 妻	1億1,700万円 × $\frac{4億円}{5億円}$	= 9,360万円
a) 長男	1億1,700万円 × $\frac{1億円}{5億円}$	= 2,340万円
c) 長女	1億1,700万円 × 0	= 0円 (合計1億1,700万円)

エ 各人の税額控除（軽減額）の計算

a) 妻	1億1,700万円 × $\frac{2億5,000万円}{5億円}$	= 5,850万円(配偶者軽減額)
b) 長男		= 0円

オ 各人に課される納税額

a) 妻	税額 9,360万円	- 控除 5,850万円	=	納税 3,510万円
b) 長男	" 2,340万円	- "	0円	= " 2,340万円
納税総額(a+b)				5,850万円

結果として配偶者の相続には、取得する正味の遺産額のうち法定相続分（2分の1）を超える部分にしか相続税はかかりません。

このように、亡くなられた方の遺産が高額なほど、配偶者に多額の遺産を分割すれば相続税は全体として軽減されることが多くなります。

ただし、今回相続した配偶者（妻）がいずれ亡くなられたときは、（再婚していないとして）夫がおらず配偶者の税額軽減は使えませんし、人数が多いほど税額が減ることになる法定相続人の数も1人減少していることでしょう。

よって、そのことを想定しての遺産分割はもちろん、配偶者に多額の遺産を分割した場合でも、その後の配偶者から子らへの上手な贈与（遺産の生前移転）を検討することが大切になります。

(3) 相続が連続したときの相次相続控除制度

父の遺産を相続したばかりの母が亡くなってしまう。このように短期間のうちに2回相続が続くことがあります。この場合、残された遺族が普通に課税されていたのでは相続税の負担が加重になってしまいます。

そこで、この負担を軽減するために「相次相続控除」という制度が用意されています。最初の相続（1次相続）から10年以内に起きた次の相続（2次相続）において税額を控除するもので、1次相続から2次相続までの期間が短ければ短いほど高額な税額控除が受けられます。

《相次相続控除制度のポイント》

10年以内に2回相続が起きたとき2回目の相続税を税額控除により軽減
軽減額の最高額は、1次相続のとき今亡くなった方が納税した金額
短期間に連続するほど軽減率は高く1年のびるごとに10分の1ずつ減額

相次相続控除額は次の算式によって算出されます。

$$A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} = \text{相次相続控除額}$$

- A ... 第2次相続の被相続人が、第1次相続によって取得した財産に対して課税された相続税額
- B ... 第2次相続の被相続人が、第1次相続によって取得した財産の価額（債務控除後）
- C ... 第2次相続によって相続人の全員が取得した財産の価額（債務控除後）
- D ... 第2次相続によってその相続人が取得した財産の価額（債務控除後）
- E ... 第1次相続から第2次相続までの年数（1年未満の端数は切捨て）

2. ここだけは知っておきたい贈与税

《贈与税のポイント》

財産をもらった人にかかる税金で1年間に110万円までは非課税

もらった財産に対する税額は相続税よりはるかに高い

個人からもらったときの税金である(法人からもらっても贈与税には関係ない)

多額の贈与なら暦年課税でなく相続時精算課税を選ぶことができる

(1) 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を控除した残額に課税されます。

$$\boxed{\text{贈与を受けた財産の合計額}} - \boxed{\text{基礎控除額 110万円}} = \boxed{\text{課税価格}}$$

↓

課税価格	税率	控除額
200万円以下	10 %	
300万円以下	15 %	10万円
400万円以下	20 %	25万円
600万円以下	30 %	65万円
1,000万円以下	40 %	125万円
1,000万円超	50 %	225万円

《計算方法》	課税価格 × 税率 - 控除額 = 贈与税額
《800万円贈与では》	690万円 × 40% - 125万円 = 151万円

課税価格の690万円は 贈与金額800万円 - 基礎控除額110万円 です。

《暦年課税の注意点》

・被相続人が亡くなる前3年以内に受けた贈与財産は、年間110万円以内であっても相続税の対象となる(贈与税を納付済みの場合は相続税と相殺)

(2) 相続時精算課税制度

65歳以上の親から財産の贈与を受けた20歳以上の子は、相続時精算課税を選択することができます。

この制度は、贈与のとき特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%を掛けた金額を贈与税としていったん納め、相続時に相続税と相殺して精算するものです。

一度相続時精算課税を選択した親からの贈与については、暦年課税に戻することはできません。のちに述べる農地の納税猶予制度との併用もできません。

《相続時精算課税のポイント》

贈与のとき納めた贈与税を相続税で相殺・精算する

納付済みの贈与税について相続税の不足額は追納し、超えて納めた分は還付される(贈与に対して実質相続税を課するもの)

親65歳以上・子20歳以上の親子間で活用できる
何回でも利用でき、トータルで2,500万円までの特別控除が受けられる

《相続時精算課税のイメージ》

贈与があったとき

平成19年の受贈額 1,500万円	平成22年の受贈額 1,600万円
特別控除額 2,500万円	控除されない金額 600万円 (20%課税) 贈与税額 120万円 ← 納税 (相続税で精算(相殺))

相続があったとき

・相続税額 - 納税済み贈与税額 = 相続税納税額 (マイナスのときは還付金)

《相続時精算課税の注意点》

- 一度選択すれば、同じ親からの贈与につき暦年課税 (その年の贈与金額を基礎とするその年の課税) に戻れない
- 農地に係る納税猶予制度と併用できない (あとで詳しく述べます)
- 相続税に贈与済み財産も加算され贈与時の評価額で計算される
- 年数とともに評価が下がったとしても贈与時の評価額で相続税を算定

3. 農家でなければ活用できない農地の納税猶予制度

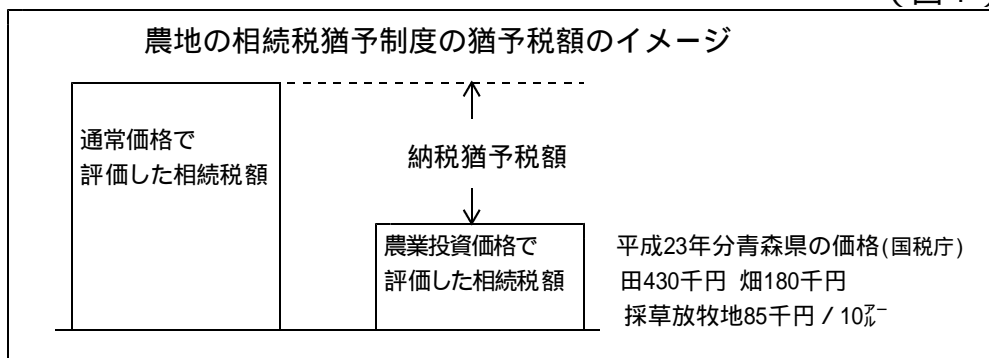
(1) 農地に係る納税猶予制度のあらまし

【相続税の納税猶予制度】

亡くなった農業経営者の後継者ら農業相続人が、農地を相続し、その農地で営農を継続する場合、相続税の納税猶予が受けられ

後継者が亡くなって次世代が相続 (それまで農地的利用の継続が必要) } いずれかにより猶予税額を免除
後継者が次世代に生前一括贈与

(図1)



【贈与税の納税猶予制度】

農業経営者が、後継者ら推定相続人の1人に一括して農地を贈与して、受贈

者が営農を継続する場合、贈与税の納税猶予が受けられ

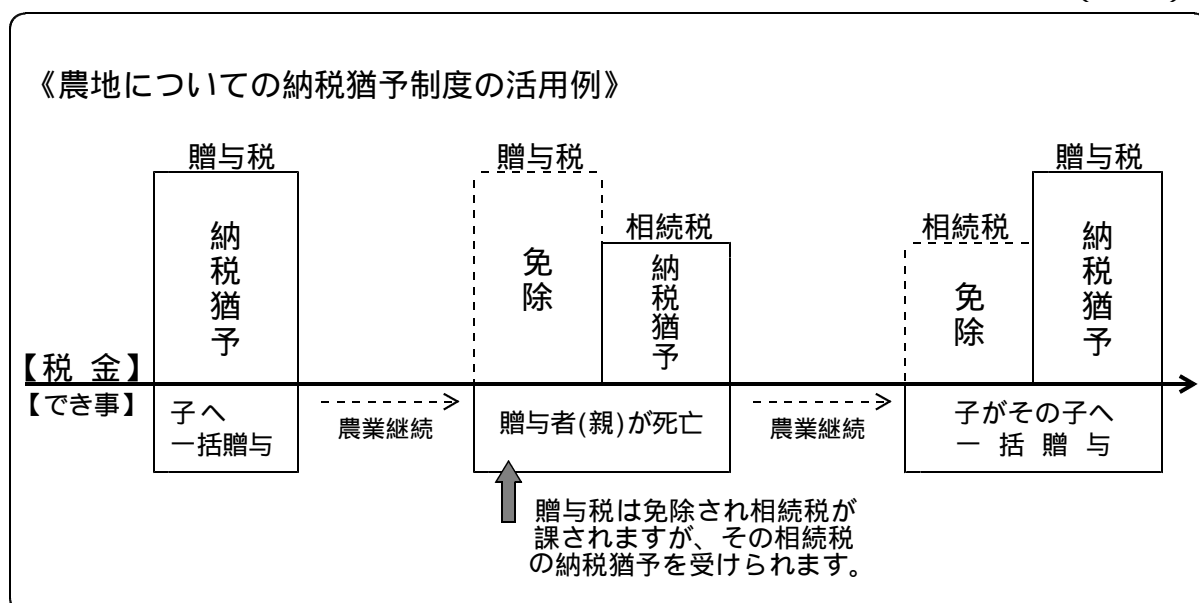
贈与した方の死亡による相続税への切り替え
その相続税への相続税納税猶予制度の適用 } 両方が可能

【適用の打ち切りによる納税】(該当しても打ち切りされない特例があります)

相続税、贈与税ともに相続人や受贈者が、決められた時期まで営農を継続しない場合、具体的には対象農地面積の20% を超えて売ったり貸したり耕作放棄した場合に全面的に猶予が打ち切れ、対象農地全部に係る〔猶予税額+利子税〕を納付することになります。

対象農地面積の20%以内ならその部分に係る納税

(図2)



(2) ここに注意！ 相続時精算課税との関係

贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税との併用はできません。

贈与に際し、相続時精算課税を利用した農地には、相続時に相続税の納税猶予制度は適用されません。

評価額が高い農地はご注意を

評価額の高い農地を所有するあなたが、一人の後継者を決め、そこに全ての農地を相続させる目的で生前に一括して贈与することを決めているのなら、その贈与には贈与税納税猶予制度を活用すべきです。

納税猶予制度の活用により図1のように、通常価格での税額が農業投資価格で評価した金額を上回る場合、図2に示すような流れで最終的に猶予税額の免除につながられます。

にもかかわらず、贈与時に相続時精算課税を選択するならば、この特典を放棄することになります。

《もう少し深読みを！ 相続時精算課税の落とし穴》

聞こえのいい「2,500万円控除」の損得は？

相続時精算課税における「2,500万円控除」。たしかに聞こえはいいですが、その損得はどのようなのでしょうか。結論は「少しは得になりそう」といったところでしょうか。

この制度における贈与時の納税額は2,500万円を超える金額に対して20%の課税ですから、仮に2,500万円部分にも同率で課税されたとして500万円、これを贈与時に払うのか相続時に払うのかの違いだけになります。

つまり、2,500万円分にかかる相続税については「今はいただきません」と言っているだけなのです。税額控除のような直接的なメリットはありません。

それでも、「今払わずに将来払う」ということについては、資金があれば手元に置くことで利息を稼げる、資金がない場合銀行等から借りて払うことによる利払いの負担がない、というメリットが認められます。

暦年課税に戻れないから年間110万円の控除が無い

同じ親からの贈与に対して暦年課税に戻れないので、年に30万円、50万円といった贈与でも将来の相続税の課税価格に加算されていきます。

したがって、贈与税の非課税枠である年間110万円までを毎年コツコツと贈与して、将来の相続税の節約につなげる、ということができません。

《将来相続税がかからないなら相続時精算課税を》

以上の理由から、相続時精算課税を選択しても将来相続税がかかることは確実、という方にはあまりお勧めできません。

特に農地の相続税評価額が農業投資価格を上回る地域に農地をお持ちの農家で、面積規模からいって将来相続税がかかるおそれが強い場合は、なるべく選択を避けたいところです。

農地全部を一人の後継者に相続させたい場合で、将来相続税がかかるおそれがないのであれば、相続時精算課税を選択して行う農地の一括贈与はきわめて有効です。納税猶予の打ち切りなど、わずらわしい「しぼり」がほとんどない中で、自分の意思どおりの財産分与が可能になるからです。

将来相続税がかかる、かからないは今の制度だけでは判断できません。基礎控除の縮減（増税）ムードは今もおさまっていないようです。

今の制度でみれば相続税はかからずとも、将来制度変更によってかかってしまう場合、納税猶予を申請すれば回避できたのに、これとの併用がきかない相続時精算課税を選択してしまえば取り返しはつきません。

どんなときに相続税の納税猶予を活用すべきかのポイントは 相続税評価額が農業投資価格より高額 な場合です。今は規模が小さくて相続税の心配がいない農家であっても、相続税評価額が高額な農地をお持ちの方は、税制の変更を見据えて慎重な対応をすることが肝心です。

4. ほかにあります贈与税の特例など

(1) 居住用家屋や購入資金の贈与についての配偶者控除

結婚して20年以上の配偶者が居住用不動産や居住用不動産を購入するための金銭の贈与を受けた場合、次の要件を満たせば、贈与税の配偶者控除2,000万円と基礎控除110万円の合わせて2,110万円まで贈与税がかかりません。

贈与を受けた年の翌年3月15日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みがあること

このことに関する贈与税の申告をしたこと

なお、この居住用不動産には、配偶者の家屋はもちろん、配偶者の家屋の敷地である土地を含みます。

(2) 住宅取得資金の贈与についての特例

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に、20歳以上の方が、両親や祖父母から住宅取得資金等の贈与を受けた場合、贈与税の暦年課税の110万円に加えて最高1,000万円の控除が受けられます。

暦年課税の場合、合計で最高1,110万円の控除が受けられることとなります。

また、選択により相続時精算課税にもつなげられ、この場合 贈与者である親は65歳未満であっても対象 2,500万円の特別控除にも1,000万円まで加算 といった特例が準備されています。

(3) 生命保険の受け取りに伴う贈与税などの税金

生命保険金の受取人には、契約内容により種類の違う税金がかかり、そのうち贈与税がかかるのは、保険料を支払った方と保険金を受け取る方が違う場合で、受け取った金額が基礎控除110万円を超えるときに贈与税がかかります。

《生命保険金の契約内容による税金の種類》

		受取り方	贈与税	は満期保険金		は死亡保険金
				所得税		相続税
				一時所得	雑所得	
保険料負担者	保険金の受取人	一時払い				
		年金形式				
	受取人以外					
	死亡した人					

(4) 離婚に伴う慰謝料には課税されない

離婚して、相手方から慰謝料や財産をもらった場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。

付 録

1. 基礎用語の意味

(1) 相続に関して

相続 ... 亡くなった方の財産（借金含む）を相続人が受け継ぐこと

相続人 ... 亡くなった方から財産を受け継いだ人、配偶者や子らが該当

被相続人 ... 財産を残して亡くなった方

相続する ... 亡くなった方から財産を受け継ぐこと、「妻が相続する」などと使う（「妻が相続を受ける」は誤用）

遺贈 ... 遺言により財産を相続させることで、遺言者の死亡により効力を発し、遺産に対しては相続税を適用

(2) 贈与に関して

贈与者 ... 贈与した人、子らに財産を分与した父母や祖父母が該当

受贈者 ... 贈与を受けた人、贈与者の子や孫が該当

贈与する ... 財産を無償で与えること

贈与を受ける ... 財産を無償でもらうこと

2. 法定相続分と実際の相続

(1) 法定相続割合

相続税の総額を計算するうえで必ず必要となるのが、相続人の数とおのののがある「法定相続分」であることは、すでに述べました。

ここまでは、亡くなった方に配偶者と子がいる場合だけを事例としてきましたが、配偶者がいなかったり子がない場合など、事例で引用しなかったケースについての法定相続割合は下表のように決められています。

これは、亡くなった方の遺言もなく相続人どうしの話し合いで合意しない場合の分割の目安となる民法上の規定です。

亡くなった方に	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合	配偶者 1/2 子 1/2	子 1/1 (100%)
子がない場合	配偶者 2/3 親 1/3	親 1/1 (100%)
子も親もない場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	兄弟姉妹 1/1 (100%)

注：例えば「子 1/2」とあるのは子ども全員の持分割合が2分の1ということです。亡くなった方に子どもや兄弟姉妹が複数いるときは、持分をその数で均等に按分することになります。

配偶者と子が4人（計5人）いる場合の例

配偶者 1/2

子₁ 1/8 + 子₂ 1/8 + 子₃ 1/8 + 子₄ 1/8 = 子の合計 4/8 (1/2)

(2) 遺言

自分の財産を死後どう分割したいかに応じて、おおむね自分の意思のとおり決められるのが「遺言」です。遺言は遺言書の作成によるのが一般的で、その方式には 公正証書遺言 自筆証書遺言 秘密証書遺言などがあります。

遺言書は、作成後も撤回や作成しなおすことが自由にでき、その場合、日付が最も新しいもの、亡くなった日に一番近い日付のものが有効になります。

なお、遺言といえども100%自分の意思どおりに決まるとは限りません。「遺留分(いりゅうぶん)」という、遺言書では財産分与をされない方であっても、法定相続人なら一定割合の取得を保障される相続分があるのです。

《遺言書のイメージ》

<p>遺言書</p>	<p>私が、死亡したときのために以下のとおり遺言します。</p> <p>一、東京都品川区大崎〇丁目〇番〇の宅地三〇〇・〇〇平方メートルと地上家屋(家屋番〇〇)は妻大和花子に相続させる。</p> <p>二、〇〇銀行の定期預金(口座番号〇〇)五〇〇万円と〇〇株式会社株式一〇、〇〇〇株は長男大和一郎に相続させる。</p> <p>三、〇〇銀行の定期預金(口座番号〇〇)五〇〇万円は長女河内和子に相続させる。</p> <p>四、残余の財産は妻大和花子に相続させる。</p> <p>五、遺言執行者として〇〇市〇〇町〇〇山田太郎を指定する。</p> <p>右の遺言を明確にするため、私はこの遺言書全文を自署し、左に日付および氏名を自署して捺印します。</p> <p>平成〇年〇月〇日 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号 大和太郎 (印)</p>
------------	--

(3) 遺留分

遺留分とは、民法により法定相続人に保障されている相続分をいいます。遺留分割合は、法定相続人の種類等で区分され以下のようになっています。

子のみ	}	被相続人の財産の 2 分の 1
配偶者のみ		
配偶者と親		
配偶者と子		
親のみ	...	被相続人の財産の 3 分の 1
兄弟姉妹	...	なし(兄弟姉妹に遺留分はありません)

配偶者と子が3人いるうちの子1人の遺留分
遺留分の合計 $1/2 \times$ 法定相続分割合 $1/6$ (子 $1/2 \times$ 子の数で按分 $1/3$)
= その子の遺留分 $1/12$

【質問】子どもも親もいない夫婦で、私に姉と弟がいます。妻にすべての財産を相続させたいのですが良い方法はありますか。

【答え】「全財産を妻に相続させる」という遺言書を作成しておけば、そのとおりになります。なぜなら兄弟姉妹には遺留分がないからです。

(4) 遺産分割協議

遺産の分割には、まず遺言が優先され、遺留分を除いて遺言書のとおり分割されます。

遺言書がない場合には、相続人全員で協議して分け方を決めます。これを遺産分割協議といいます。

合意に基づき行われる土地などの不動産の相続登記には、法定相続人全員からなる「遺産分割協議書」が必須になります。

なお、遺産分割協議が整わないときや相続人の中に行方不明者があって協議ができないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停が不調に終わったときは審判の手続き（裁判官の判決）によって分割することになります。

さらに、審判に不服があるときは、上告して裁判で争うことになります。

（登記に用いる遺産分割協議書には、各人の実印と印鑑証明が必要になります）

《遺産分割協議書のイメージ》

<p>遺産分割協議書</p> <p>被相続人日本太郎の遺産分割について、相続人全員で協議した結果、次のとおり分割し、取得することに合意し決定した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 遺産の分割</p> <p>1. 相続人日本花子が取得する遺産</p> <p>(1) 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇 宅地 300.00m²</p> <p>(2) 前同所同番・家屋番号〇〇番・木造瓦葺平家建居宅 床面積 150.00m²</p> <p>2. 相続人日本一郎が取得する遺産</p> <p>(1) 〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）500万円</p> <p>(2) 〇〇株式会社の株式 10,000株</p> <p>3. 相続人名古屋和子が取得する遺産</p> <p>〇〇銀行の定額貯金（口座番号〇〇）500万円</p> <p>第二 債務の負担</p> <p>(1) 〇〇銀行からの証書借入金（相続開始時の残高600万円）は、相続人日本花子が負担する。</p> <p>(2) 被相続人に係る未納の公租公課は、相続人日本一郎が負担する。</p> <p>第三 分割協議対象外の遺産</p> <p>本遺産分割協議の対象にならなかった被相続人の遺産が後日確認又は発見された場合は、その遺産については相続人日本花子が取得する。</p> <p>以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自署名押印する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号 相続人 日本花子 (実印)</p> <p>大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号 相続人 日本一郎 (実印)</p> <p>名古屋市千種区覚王山通〇丁目〇番〇号 相続人 名古屋和子 (実印)</p>

3. 相続・贈与財産の評価

遺産のうち相続と贈与に係る評価は、相続税評価額によることになります。

現金・預金以外では、土地・建物・有価証券・借地権などがありますが、ここでは、農業者に切っても切れない農地と、宅地及び家屋の評価について述べます。

(1) 土地・建物は固定資産評価証明が基礎

土地と建物の評価は、市役所や役場で発行する固定資産（税）評価（公課金）証明書（表1）に記載された「評価額」を基礎とし、この金額に相続税の評価倍率（表2）を掛けて相続税評価額を決定します。この相続税評価額の金額が総遺産額に算入され相続税計算のもとになります。

青森市発行の固定資産税公課金証明書の例を引用して説明します。

表 1

固定資産税 公課金証明書			
種類	土地又は家屋の所在地	家屋番号	評価額
	地目（登記・現況）又は家屋構造 建築年	登記地積 課税地積・床面積	固定資産税 課税標準額 税相当額
土地	大字 字 115-2		73,000 円
田		1,000.00 m ²	73,000 円
田		1,000.00 m ²	1,167 円
土地	大字 字 223-8		5,665,205 円
宅地		485.95 m ²	1,191,959 円
宅地		485.95 m ²	19,071 円
家屋	大字 字 223-8	223-8	2,691,734 円
木造 亜鉛メッキ鋼板葺 居宅 地上2階建		195.03 m ²	2,691,734 円 43,067 円

(2) 評価倍率表を用いて相続税評価額を決める

- ・ 土地 ... 下表の倍率表に当てはめて掛算により計算する
- ・ 家屋 ... 固定資産税評価額がそのまま相続税評価額（1.0倍）になる

表 2

平成 年分 倍 率 表										青森税務署
音 順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地種 割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
の	農林本町	農業振興地域内の農用地区域 上記以外の地域	%	- 1.1	純14 中33	純21 中31	純2.2 中15	純2.2 中15		

注：「純」は「純農地」等を、「中」は「中間」の略で「中間農地」等をさします。

《事例の相続税評価額》

表1の田 ... 農業振興地域内の農用地区域内にあるとして

固定資産税評価額73,000円 × 14倍 = 1,022,000円(相続税評価額)

表1の宅地 ... 「上記以外の地域」にあるとして

固定資産税評価額5,665,205円 × 1.1倍 = 6,231,725円(相続税評価額)

表1の家屋 ...

固定資産税評価額2,691,734円 × 1.0倍 = 2,691,734円(相続税評価額)

(3) 節税の決定打「農業投資価格」とは

農業投資価格とは、国税庁から公示される農業の収入に見合うように計算された農地の価格をいいます。農地の相続税猶予制度において、上記の事例でいう「田」の相続税評価額に替えて総遺産額の再計算をすることになるもので、農業投資価格を超える相続税評価額の農地を相続した場合、これに連動して税額が安くなり、安くなった分が猶予されるものです。

平成23年の青森県の農業投資価格は、県内一円次の金額となっています。

【青森県の農業投資価格（平成23年分）】

田 ...	10 ^ア 当たり	430,000円
畑 ...	〃	180,000円
採草放牧地 ...	〃	85,000円

(4) これら評価に用いる資料の入手先

固定資産税評価（公課金）証明書

不動産の所在地の市役所や役場の税務課（有償です）

（相続税の）評価倍率表、農業投資価格の金額表

税務署、または以下のサイトで公表

平成23年度財産評価基準書（青森県分）

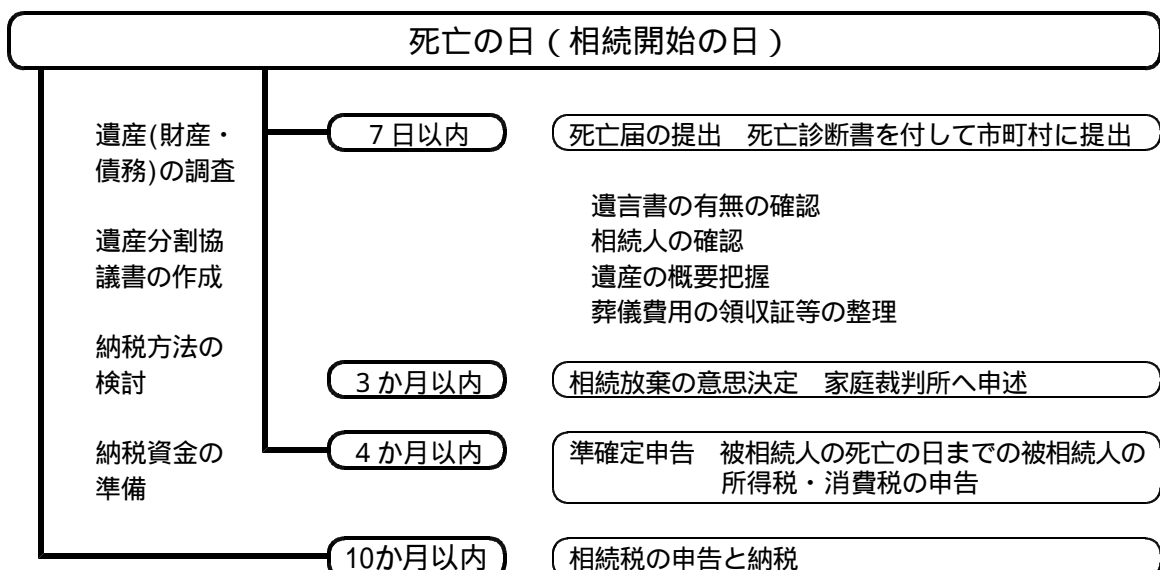
http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h23/sendai/aomori/pref_frm.htm

文字検索では「平成23年分青森県財産評価基準書-都道府県選択」と検索バーに入力してください。

4. 申告と納税

(1) 相続税

申告・納税までのスケジュール



申告する・納税する

相続税は、相続開始の日の翌日から10か月以内に、亡くなった方の住所地の税務署に申告して納税します。

正味の遺産額が基礎控除以下であれば、申告書を提出する必要はありません。

ア 申告書の提出方法

申告書を提出するのが2人以上の場合には、共同で申告書を作成し連名で提出することができます。

相続人の間で連絡がとれないなどの理由によって共同提出が困難な場合等には、別々に申告書を作成して提出することになります。

申告に必要な添付書類

戸籍謄本、除籍謄本
遺言書、遺産分割協議書の写し(注)
預貯金・借入金等の残高証明書など
不動産の登記事項証明書、地積測量図または公図の写
固定資産評価証明書など

(注) 納税猶予制度を活用するなら、遺産分割協議書等において、対象農地がどの相続人に渡るのが特定されている必要があります。

イ 税金の納付

相続税は金銭で一時に納めます。

ただし、納付が困難な場合には、申請によって、延納または相続で取得した財産で物納することができる場合があります。

また、相続税を納めなくてはいけないのに納めない相続人がいる場合には、他の相続人がその分の税金を納める義務を負います。

相続税の納税猶予制度を活用する場合

相続税の期限内申告書に相続税納税猶予制度の適用を受けることを記載し、相続税一般の添付書類に加え以下の書類をそろえて期限内に提出します。

ア 農業委員会の適格者証明書

被相続人が死亡の日まで引き続き農業を行っていたことや、農業相続人がすでに農業を行っているか、申告期限までに農業を開始することが確実であることなどを証明してもらいます。

農業委員会は毎月1回決められた日にしかこの証明書を発行しませんので、申告期限直前に申請しても対応できないことが予想されます。早めの手続き（というよりも早めに相談すること）をお勧めします。

イ 担保の提供に関する書類

納税猶予の適用を受けるためには、猶予税額や利子税にみあう担保（農地への国による抵当権の設定）を提供する必要があります。

ウ その他農地の所在地等の条件によって必要となる場合がある書類

なお、農地を相続により取得したときは、農業委員会への届出が必要です。

(2) 贈与税

申告・納税時期

贈与税は、財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日までに、受贈者が申告し、納税します。

相続時精算課税を選択する場合

相続時精算課税を選択しようとする場合は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出することとされています。

生前一括贈与に伴う納税猶予制度を活用する場合

贈与税の申告書に贈与税納税猶予制度の適用を受けることを記載し、期限内に以下の書類を添えて提出します。

ア 農業委員会の適格者証明書

イ 担保の提供に関する書類

ウ その他農地の所在地等の条件によって必要となる場合がある書類

なお、農地を贈与するには、農地の所有権移転に係る農業委員会の許可が必要です。

5. 農地に係る納税猶予制度を活用するには

(1) 相続税の納税猶予制度

特例のあらまし

農業を営んでいた被相続人または特定貸付け（農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付け、以下同じ）を行っていた被相続人から相続人が一定の農地等(注)を相続し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額については、その相続した農地等について相続人が農業を営んでいる、または特定貸付けを行っている限り、その納税が猶予されます。

この農地等納税猶予税額は、次のいずれかに該当することとなった場合には、その納税が免除されます。

ア 特例の適用を受けた相続人が死亡した場合

イ 特例の適用を受けた相続人が、この特例の適用を受けている農地等（「特例農地等」といいます）の全部を贈与税の納税猶予が適用される生前一括贈与をした場合

ウ 特例の適用を受けた相続人が相続税の申告期限から農業を20年間継続した場合（市街化区域内農地等に対応する農地等納税猶予税額の部分に限ります）

(注) 農地等とは、農地及び採草放牧地、準農地(10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するもので一定のもの)をいいます。

特例を受けるための要件

ア 被相続人の要件

次のいずれかに該当する人であること。

- a) 死亡の日まで農業を営んでいた人
- b) 農地等の生前一括贈与をした人

死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けていた場合に限られます。

- c) 死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人または農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
- d) 死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

イ 農業相続人の要件

被相続人の相続人で、次のいずれかに該当する人であること。

- a) 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
- b) 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金または経営移譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲し、税務署長に届出をした人
- c) 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
- d) 相続税の申告期限までに特定貸付けを行っていた人

ウ 特例農地等の要件

次のいずれかに該当するものであり、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨が記載されたものであること。

- a) 被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの
- b) 被相続人が特定貸付けを行っていた農地または採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの
- c) 被相続人が営農困難時貸付け(注)を行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの
- d) 被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で被相続人の死亡のときまで贈与税の納税猶予または納期限の延長の特例の適用を受けていたもの
- e) 相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていた農地等

(注) 営農困難時貸付けとは、特定貸付けができない場合において、相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、障害や疾病等の理由で特例農地等

での営農が困難な状態となったために、その農地等について賃借権等の設定による貸付けを行った場合のその貸付けをいいます。

(2) 贈与税の納税猶予制度

特例のあらまし

農業を営んでいる人が、農業の用に供している農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の一定部分をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に贈与した場合には、その贈与を受けた人（受贈者）に課税される贈与税については、その贈与を受けた農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予されます。

この農地等納税猶予税額は、受贈者または贈与者のいずれかが死亡した場合には、その納税が免除されます。ただし、贈与者の死亡により農地等納税猶予税額の納税が免除された場合には、特例の適用を受けて納税猶予の対象になっていた農地等（「特例農地等」といいます）は、贈与者から相続したものとみなされて相続税の課税対象となります。

特例を受けるための要件

ア 贈与者の要件

- a) 農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいた者であること。
- b) 次に掲げる場合に該当しない者であること。
 - イ) 贈与をした年の前年以前において、贈与者の農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し贈与をしている場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けているとき
 - ロ) 贈与をした年において、その贈与以外の贈与により農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしている場合
 - ハ) 過去に、この納税猶予の特例の適用を受ける贈与を行っている場合

イ 受贈者の要件

- a) 贈与者の推定相続人であること。
- b) 次の要件に該当するものとして農業委員会が証明した者であること。
 - イ) 贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること。
 - ロ) 贈与により農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
 - ハ) 贈与により農地及び採草放牧地を取得した後、速やかにその農地及び採草放牧地について農業経営を行うと認められること。

贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ウ 特例農地等の要件

次のすべてに該当するものであり、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨が記載されたものであること。

- a) 贈与者が農業の用に供している農地等であること。
- b) 贈与者が農業の用に供している農地の全部と、採草放牧地及び準農地の面積の3分2以上であること。

6. 計算にみる相続税納税猶予制度の有利性

【事例1 / 納税を回避できた例】

計算に用いる事例（納税猶予前）

課税価格（正味の遺産額）… 1億2,000万円
 課税遺産額 … 4,000万円〔課税価格 - 基礎控除8,000万円〕
 法定相続人 … 3人〔妻、長男、長女〕
 遺産分割額 … 妻0円、長男1億2,000万円(100%)、長女0円

課税価格（正味の遺産額）1億2,000万円の内訳

ア 現金・預金等 … 3,000万円
 イ 田んぼ … 9,000万円（相続税評価額 10%当たり100万円 × 9%）

相続税の納税猶予制度に用いる農業投資価格（平成23年青森県分）

田 430,000円 / 10% 畑 180,000円 / 10% 採草放牧地 85,000円 / 10%

《通常の相続税納税額と納税猶予制度活用との比較》

通常の相続税納税額	納税猶予後の納税額
<p>課税遺産額の法定相続分に応じた按分</p> <p>a) 妻 4,000万円 × 0.5 = 2,000万円 b) 長男 4,000万円 × 0.25 = 1,000万円 c) 長女 4,000万円 × 0.25 = 1,000万円</p> <p>相続税額の総額の計算</p> <p>a) 妻 2,000万円 × 15% - 50万円 = 250万円 b) 長男 1,000万円 × 10% = 100万円 c) 長女 1,000万円 × 10% = 100万円</p> <p>相続税の総額 450万円</p> <p>各人の相続税額（遺産分割割合で按分）</p> <p>a) 妻 450万円 × 0 = 0円 b) 長男 450万円 × 1.00 = 450万円 c) 長女 450万円 × 0 = 0円</p> <p>合計 450万円</p> <p>各人の税額控除 各人とも0円</p> <p>各人の納税額（ - ）</p> <p>a) 妻 0円 - 0円 = 0円 b) 長男 450万円 - 0円 = 450万円 c) 長女 0円 - 0円 = 0円</p> <p>合計 450万円</p>	<p>農業投資価格による課税価格（正味の遺産額）の再計算</p> <p>ア 現金・預金等 … 3,000万円 イ 田んぼ … 3,870万円 （農業投資価格 10% 43万円 × 9%）</p> <p>合計 6,870万円</p> <p>課税遺産額〔課税価格 - 基礎控除〕</p> <p>ア 課税価格 … 6,870万円 イ 基礎控除 … 8,000万円</p> <p>合計 1,130万円</p> <p>相続税の総額 0円</p> <p>各人の納税額 各人とも0円</p>

【事例2 / 納税を大幅に縮減できた例】 大都市では効果絶大

計算に用いる事例（納税猶予前）

課税価格（正味の遺産額）... 6億8,000万円

課税遺産額... 6億円〔課税価格 - 基礎控除8,000万円〕

法定相続人... 3人〔妻、長男、長女〕

遺産分割額... 妻1億6,000万円、長男5億円(農地全部)、長女2,000万円

課税価格（正味の遺産額）6億8,000万円の内訳

ア 現金・預金・一般の土地等... 1億8,000万円

イ 畑... 5億円（相続税評価額 10%^ア当たり2,500万円 × 2%^イ）

相続税の納税猶予制度に用いる農業投資価格（平成23年神奈川県分）

田 830,000円 / 10%^ア 畑 800,000円 / 10%^イ 採草放牧地 510,000円 / 10%^イ

《通常の相続税納税額と納税猶予制度活用との比較》

通常の相続税納税額	納税猶予後の納税額
<p>課税遺産額の法定相続分に応じた按分</p> <p>a) 妻 6億円 × 0.5 = 3億円</p> <p>b) 長男 6億円 × 0.25 = 1.5億円</p> <p>c) 長女 6億円 × 0.25 = 1.5億円</p> <p>相続税額の総額の計算</p> <p>a) 妻 3億円 × 40% - 1,700万円 = 1億300万円</p> <p>b) 長男 1.5億円 × 40% - 1,700万円 = 4,300万円</p> <p>c) 長女 1.5億円 × 40% - 1,700万円 = 4,300万円</p> <p>相続税の総額 1億8,900万円</p> <p>各人の相続税額（遺産分割割合で按分）</p> <p>a) 妻 1億8,900万円 × 23.5% = 4,447万円</p> <p>b) 長男 1億8,900万円 × 73.5% = 1億3,897万円</p> <p>c) 長女 1億8,900万円 × 3.0% = 556万円</p> <p>合計 1億8,900万円</p> <p>各人の税額控除</p> <p>a) 妻 4,447万円（1億6千万円軽減措置）</p> <p>b) 長男 0円</p> <p>c) 長女 0円</p> <p>各人の納税額（ - ）</p> <p>a) 妻 4,447万円 - 4,447万円 = 0円</p> <p>b) 長男 1億3,897万円 - 0円 = 1億3,897万円</p> <p>c) 長女 556万円 - 0円 = 556万円</p> <p>合計 1億4,453万円</p>	<p>農業投資価格による課税価格（正味の遺産額）の再計算</p> <p>ア 現金・預金・一般の土地等... 1億8,000万円</p> <p>イ 畑... 1,600万円 （農業投資価格 10%^ア80万円 × 2%^イ）</p> <p>合計 1億9,600万円</p> <p>課税遺産額〔課税価格 - 基礎控除〕</p> <p>ア 課税価格... 1億9,600万円</p> <p>イ 基礎控除... 8,000万円</p> <p>合計 1億1,600万円</p> <p>相続税の総額（計算省略）1,810万円</p> <p>各人の相続税額（遺産分割割合で按分）</p> <p>a) 妻 1,810万円 × 81.6% = 1,478万円</p> <p>b) 長男 1,810万円 × 8.2% = 148万円</p> <p>c) 長女 1,810万円 × 10.2% = 184万円</p> <p>合計 1,810万円</p> <p>各人の納税額（控除計算省略）</p> <p>a) 妻 0円</p> <p>b) 長男 148万円</p> <p>c) 長女 184万円</p> <p>合計 332万円</p>

7. 経営継承に伴う税務署届出の手続き

(1) 所得税

経営移譲時(父 子)

書類	提出期限等	備考
個人事業の開廃業等届出書	経営移譲後1ヶ月以内に前経営主の納税地の所轄税務署長に提出	父名で廃業届
所得税の青色申告取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	父名で届出
個人事業の開廃業等届出書	開業後1ヶ月以内に事業を承継した者の納税地の所轄税務署長に提出	子名で開業届
所得税の青色申告承認申請書	承認を受けようとする年の3月15日まで 1月16日以後に新たに事業を開始した場合には、その開業の日から2ヶ月以内	通常はセットで提出
青色事業専従者給与に関する届出書	その年の3月15日まで 1月16日以後に青色事業専従者を有することとなった場合はその有することとなった日から2ヶ月以内	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	特に定められていない	給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者について適用
納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	適用を受けようとする場合には、納期の特例の承認を受けたうえで、その年の12月20日までに所轄税務署へ提出	適用を受けた場合7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限が翌年1月20日までとなる

相続時(父 子)

書類	提出期限等	備考
個人事業の開廃業等届出書	死亡後1ヶ月以内に死亡した人の納税地の所轄税務署長に提出	父名で廃業届
個人事業の開廃業等届出書	開業(被相続人の死亡)後1ヶ月以内に、事業を承継した相続人の納税地の所轄税務署長に提出	子名で開業届
所得税の青色申告承認申請書	相続により事業を継承した場合の所得税青色申告承認申請書の各提出期限参照	通常はセットで提出
青色事業専従者給与に関する届出書	相続開始日または専従者がいることとなった日から2ヶ月以内	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	特に定められていない	給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者について適用
納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	適用を受けようとする場合には、納期の特例の承認を受けたうえで、その年の12月20日までに所轄税務署へ提出	適用を受けた場合7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限が翌年1月20日までとなる
死亡した者の平成____年分の所得税の確定申告書付表	相続人が相続の開始のあったことを知った日から4ヶ月以内	父名で死亡日までの所得税の準確定申告書に添付して提出
所得税の確定申告書	翌年の3月15日まで	父の死亡日以降の所得税の確定申告を提出

相続により事業を継承した場合の所得税青色申告承認申請書の各提出期限

相続開始日	青色申告承認申請書の提出期限
1月1日～8月31日	死亡後4ヶ月以内に提出
9月1日～10月31日	12月31日までに提出
11月1日～12月31日	翌年2月15日までに提出

(2) 消費税

経営移譲時(父 子)

書類	提出期限等	備考
事業廃止届出書	事由が生じた場合速やかに	

相続時(父 子)

書類	提出期限等	備考
個人事業者の死亡届出書	事由が生じた場合速やかに	
付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書	相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日まで	父名で死亡日までの消費税の準確定申告書に添付して提出
消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合速やかに	
消費税簡易課税制度選択届出書	その年の終了まで	簡易課税を選択する場合
消費税の確定申告書	翌年の3月31日まで	父の死亡日以降の消費税の確定申告書を提出